省　令

○法務省令第三十六号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二条第四号、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第百八十一条第一項第三号及び第二百七十八条第三項の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十二日

法務大臣　森　英介

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部を改正する省令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（子法人）

第三条　法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　一般社団法人等又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び事業の方針を決定する機関における議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号において同じ。）の百分の五十を超える議決権を有する他の法人

二　評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の一般財団法人

イ　一般社団法人等又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員

ロ　一般社団法人等又はその一若しくは二以上の子法人の使用人

ハ　当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であった者

ニ　一般社団法人等又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者

ホ　当該評議員に就任した日前五年以内に一般社団法人等又はその一若しくは二以上の子法人によって当該他の一般財団法人の評議員に選任されたことがある者

第五条第一項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　理事が提出する議案にあっては、その提案の理由（法第二百五十一条第二項に規定する場合における説明すべき内容を含む。）

三　社員が法第四十五条第一項の規定による請求に際して通知した提案の理由がある場合にあっては、当該提案の理由又はその概要

第六条第二項中「、当該招集通知」を「当該招集通知」に改める。

第十一条第三項第一号中「出席をした」を「出席した」に改める。

第十二条第二項第五号中「二以上」を「二人以上」に改める。

第十五条第三項第一号中「出席をした」を「出席した」に改める。

第三十七条第五項第一号及び第二号、第四十一条第五項第一号及び第二号並びに第四十六条第五項第一号及び第二号中「二」を「二人」に改める。

第四十七条第三項中「、当該招集通知」を「当該招集通知」に改める。

第五十八条を次のように改める。

（招集の決定事項）

第五十八条　法第百八十一条第一項第三号に規定する法務省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）とする。

第六十条第三項第一号及び第六十八条第三項第一号中「出席をした」を「出席した」に改める。

第七十一条第三項中「、その内容」を「その内容」に改める。

第七十三条第六項第一号及び第二号中「二」を「二人」に改める。

第八十六条第二号中「判断」の下に「及びその理由」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

（子法人に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「法」という。）第百十三条第一項第二号ロ（法第百九十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する外部理事である者は、この省令の施行により外部理事に該当しなくなるものであっても、この省令の施行後最初に開催される定時社員総会又は定時評議員会の終結の時までの間は、外部理事であるものとみなす。

2　この省令の施行の際現に法第百十五条第一項（法第百九十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する外部監事である者は、この省令の施行により外部監事に該当しなくなるものであっても、この省令の施行後最初に開催される定時社員総会又は定時評議員会の終結の時までの間は、外部監事であるものとみなす。

3　この省令の施行の際現に、一般社団法人又は一般財団法人の監事である者であって、旧子法人（この省令による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第三条に規定する法人をいう。次項において同じ。）以外の子法人の理事又は使用人を兼ねているものは、当該監事の任期が終了するまでの間は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後も当該理事又は使用人を兼ねることができる。

4　この省令の施行の際現に、一般財団法人の評議員である者であって、旧子法人以外の子法人の理事、監事又は使用人（以下この項において「理事等」という。）を兼ねているものは、当該評議員の任期が終了するまでの間は、施行日以後も当該理事等を兼ねることができる。

（社員総会参考書類に関する経過措置）

第三条　施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時社員総会より前に開催される社員総会に係る社員総会参考書類については、なお従前の例による。

（評議員会の招集の決定事項に関する経過措置）

第四条　施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時評議員会より前に開催される評議員会を招集する場合においては、法第百八十一条第一項第三号の規定により定めるべき事項については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百三十二号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第七条第四項の規定に基づき、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十二日

厚生労働大臣　舛添　要一

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　被保険者」を「第一章　全国健康保険協会（第一条）」に改める。

第一章第一節を次のように改める。

第一節　削除

第二条乃至第三条　削除

第四条第一項中「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号以下法ト称ス）」を「法」に改める。

第一章を第一章ノ二とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章　全国健康保険協会

（船員保険協議会の組織及び運営に関し必要な事項）

第一条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。）第六条第一項に規定する船員保険協議会（以下この条において「船員保険協議会」という。）は、全国健康保険協会（以下この条において「協会」という。）の理事長が招集する。

2　協会の理事長は、船員保険協議会の委員の総数の三分の一以上の委員が審議すべき事項を示して船員保険協議会の招集を請求したときは、船員保険協議会を招集しなければならない。

3　船員保険協議会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

4　委員長は、船員保険協議会の議事を整理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

5　船員保険協議会は、委員の総数の三分の二以上又は法第六条第二項に掲げる委員の各一人以上が出席しなければ、議事を開くことができない。